平成18年度「慢性期入院医療の包括評価に関する調査」 《病院長に対する基本事項に関する調査 「自由記述内容」まとめ資料》

1. 医療区分に対する評価について

図表 <医療区分3>疾患・状態の分類項目で、 項目として適当でない理由および条件・表現が適当でない理由(自由回答)

番号	項目 ※各項目の定義は、添付の参考資料を参照のこと	
	スモン	
	・項目として適当でない理由	回答数
	他の難病と区別し、1つだけ医療区分3である理由が不明	8
	実際にほとんど見られない症例	7
	医療区分2のその他神経難病に含めればよい	4
	重症度、患者の状態による	3
1	合計	22
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	病状の条件が示されていない	4
	医療区分3となる理由が不明	2
	公害補償とは無関係のはず、条件を明示すべし	1
	薬害、難病の重度障害とすべし	1
	HIV 等、他の薬害はなぜ含まれないのか	1
	合計	9
	医師及び看護師による24時間体制での監視・管理を要する状態	
	・項目として適当でない理由	回答数
	一般病床や重症病床での医療行為が必要であり療養病床に入れるべきでない	5
	(療養病床では)ほとんど症例がない	1
	理由記述なし	2
	合計	8
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	病態が示されていない、基準が曖昧、具体的な条件にすべし	6
	すべての療養病棟入院患者は24時間管理に該当する	2
2	ICU の条件のようであり、療養病棟にはなじまない	2
	「24 時間体制」の条件緩和を。常時に変更してほしい	2
	各種モニター装着が必要な状態と判断されていればそれだけで該当とすべき	1
	(留意点に示されている)「バイタルサインが4時間以内の間隔で観察される」条件は無用	1
	区分3でなく区分2のレベルも必要	1
	個人によってかなり差がある。チェック項目を決める必要はない	1
	患者の QOL を考えると、夜中まで血圧等を毎回測定し、患者に負担を与える必要はない。3 時間毎の観察でよい	1
	理由記述なし	2
	合計	19

図表 <医療区分3>医療処置の分類項目で、

項目として適当でない理由および条件・表現が適当でない理由(自由回答)

番号	項目 ※各項目の定義は、添付の参考資料を参照のこと	
	中心静脈栄養(消化管異常、悪性腫瘍等による消化管からの栄養摂取が困難な場合)
	・項目として適当でない理由	回答数
	経費がかかるうえ自己抜去も含め、技術的にも問題。区分3でも、これは加点式ならば良いかも	1
	コストに見合わない	1
	現実的ではない	1
	理由記述なし	2
	合計	5
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	条件の緩和	4
3	中心静脈栄養はすべて認めるべき	4
	IVH 自体が時に危険を伴うもので施設等では管理が困難。たとえ末梢静脈荒廃した場合のルートキープの意味であっても最低医療区分2にはすべき。日数は限定しても良い	1
	嚥下困難な症例も消化管異常か	1
	高カロリー輸液を行っていれば悪性腫瘍等でなくても良いと考える	1
	食事が左記以外で全くとれない場合がある。(例、嚥下障害)	1
	心不全などによる経管栄養不能例も含めるべき	1
	中心静脈栄養の使用ガイドラインがはっきりしていない	1
	状態が安定しているが、等の表現ができないか	1
	理由記述なし	1
	合計	16
	24 時間持続点滴	
	・項目として適当でない理由	回答数
	7日ぐらいでは症状改善がむずかしい	1
	当該病棟で行う処置ではない	1
	24 時間ではなく日勤帯とか 12 時間なら。そしてこれは慢性期ではない	1
	十分な看護配置がなされていない	1
	現実的ではない	1
	理由記述なし	2
4	合計	7
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	日数制限は不要、8日間以上も認めるべき	15
	24 時間連続である必要はない	4
	12 時間以上の持続点滴であれば認めるべき	1
	どうともとれる表現である	1
	補液管理が必要となった場合にする。24時間持続が出来ない患者がいる。(認知症など)	1
	CV 等でも認めて欲しい	1
	理由記述なし	2
	合計	25

	レスピレーター使用	
		回答数
	慢性期で行う処置ではない	3
	管理が難しい(夜間のスタッフ不足)	1
	高齢社会の中にあって容易にレスピレーターを使用する文化が定着することを懸念。レスピレータ	
5	ーと酸素療法が同じ区分であることがおかしいように思うが、レスピレーターは加算のみの特別な	1
	状況におくのがよいと考える。	0
	理由記述なし	2
	合計	/
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	理由記述なし	2
	合計	2
	ドレーン法・胸腹腔洗浄	
	・項目として適当でない理由	回答数
	慢性期で行う処置ではない	4
	現実にほとんど存在しない	1
	あいまい	1
	理由記述なし	3
	合計	8
6	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	施行後3日間以上は認めてほしい	1
	定期的な腹腔洗浄とかありうるのだろうか	1
	胸腔ドレーン法のみで良いのでは	1
	洗浄しなくてもいいと思う	1
	PTCD の場合はどうなのか	1
	理由記述なし	2
	合計	7
	発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管のケア	
	・項目として適当でない理由	回答数
	気切の場合、喀痰が多い	1
	気管内挿管のみで良い	1
	気管切開、気管内挿管はすべて区分3にすべき	1
	理由記述なし	2
7	合計	5
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	発熱を伴う条件は不要	13
	発熱させない取り組みも評価すべき	1
	発熱の原因が肺以外のこともある	1
	発熱がなくとも喀痰吸引頻回等は認めるべき	1
	理由記述なし	2
	合計	18

	酸素療法(安静時、睡眠時、運動負荷いずれかでSaO ₂ 90%以下)	
	・項目として適当でない理由	回答数
	当該病棟で行う処置ではない	1
	療養病床の患者で良いか(ICU ヘ転院)	1
	理由記述なし	2
	승計	4
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	90 パーセント以下では低すぎる、条件が厳しい	4
8	(条件は)SaO ₂ 90 パーセント以下のみでよい	1
	90 パーセントに、やや巾をもたせる	1
	安静時睡眠時に90パーセント以下までは治療をしないのではないか	1
	90 台前半でも貧血、心筋虚血、不整脈などの合併症がある場合は総合的な判断で行いうる	1
	${ m SpO}_2$ で代用は出来ないのか	1
	SaO ₂ 90 パーセント以下というより、酸素投与が必要、不要で区別の方が良い	1
	CPE等の病名があればよいのでは。SaO290%以下でなくてもよいと思う	1
	理由記述なし	1
	合計	12
	感染隔離室におけるケア	
	・項目として適当でない理由	回答数
	当該病棟で行う処置ではない	2
	感染症病棟等で治療の必要あり	1
	理由記述なし	3
	合計	6
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
9	感染症(感染隔離が必要な具体的、病態)の具体的な表示が必要	5
	無菌室管理の場合もあれば、インフルエンザ、ノロウィルス、疥癬等もあるので、全てが3にしなくても良いと思う。	1
	隔離室ではなく感染隔離におけるケアとすべき	1
	感染室へ隔離は現実的でない。個室に隔離とすべき	1
	個々の病院においてマニュアルに沿った管理がされていればよいのでは	1
	理由記述なし	2
	合計	11

図表 〈医療区分 2〉疾患・状態の分類項目で、

項目として適当でない理由および条件・表現が適当でない理由(自由回答)

番号	項目 ※各項目の定義は、添付の参考資料を参照のこと	
	筋ジストロフィー	
	・項目として適当でない理由	回答数
	病名より状態増により医療区分を決定すべきである(状態によっては医療区分3)	2
	医療区分3にすべき	2
	特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然	1
	神経難病でくくるべき	1
	施設でも可。医療が必要な場合は医療区分3へ	1
10	理由記述なし	1
10	合計	8
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	病態により差が有り/進行程度によりけり	2
	軽症も重症もここというのは問題で、医療区分2なら軽から中	1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢	1
	筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医療区へのによってある。	
	療区分3にすべきである 理由記述なし	1
	合計	5
	多発性硬化症	
	2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
	・項目として適当でない理由	回答数
	医療区分3にすべき	2
	病名より状態増により医療区分を決定すべきである(状態によっては3)	2
	特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然	1
	神経難病でくくるべき	1
	理由記述なし	1
11	合計	7
'	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	病態により差が有り/進行程度によりけり	2
	重症(自力で身の回りのことができない)は医療区分3	1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢	4
	筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医療区分3にすべきである	1
	再然(疑いも含め)時の検査やインターフェロン両方を要する場合は評価を上げる必要がある	1
	理由記述なし	1
	合計	6
	нні	

	筋萎縮性側索硬化症	
	・項目として適当でない理由	回答数
	医療区分 3 にすべき	3
	病名より状態増により医療区分を決定すべきである(状態によっては医療区分3)	2
	特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然	1
	神経難病でくくるべき	1
	進行が緩やかな早期は区分1でも良いのでは	1
12	理由記述なし	1
12	合計	9
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	病態により差が有り/進行程度によりけり	2
	重症(自力で身の回りのことができない)は医療区分3	1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢	
	筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医療区分3にすべきである	1
	理由記述なし	1
	合計	5
	上)	
		回答数
	・項目として適当でない理由	回答数 2
		回答数 2
	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき	回答数 2 1
	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然	回答数 2 1 1
	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき	回答数 2 1 1 1
	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である	回答数 2 1 1 1 1 1 6
12	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし	2 1 1 1 1
13	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計	2 1 1 1 1 6
13	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計 ・条件・表現が適当でない理由	2 1 1 1 1 6
13	・項目として適当でない理由 医療区分 3 にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計 ・条件・表現が適当でない理由 高齢者の場合、鑑別が困難なので、パーキンソン症候群も含むべき	2 1 1 1 1 6
13	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計 ・条件・表現が適当でない理由 高齢者の場合、鑑別が困難なので、パーキンソン症候群も含むべき 病態により差が有り	2 1 1 1 6 回答数 1
13	・項目として適当でない理由 医療区分 3 にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計 ・条件・表現が適当でない理由 高齢者の場合、鑑別が困難なので、パーキンソン症候群も含むべき 病態により差が有り 重症(自力で身の回りのことができない)は区分 3 表現があいまい。いま一歩クリアでない 進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢	2 1 1 1 6 回答数 1 1 1
13	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計 ・条件・表現が適当でない理由 高齢者の場合、鑑別が困難なので、パーキンソン症候群も含むべき 病態により差が有り 重症(自力で身の回りのことができない)は区分3 表現があいまい。いま一歩クリアでない 進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医	2 1 1 1 6 回答数 1 1
13	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計 ・条件・表現が適当でない理由 高齢者の場合、鑑別が困難なので、パーキンソン症候群も含むべき 病態により差が有り 重症(自力で身の回りのことができない)は区分3 表現があいまい。いま一歩クリアでない 進行状態では薬剤調整や手厚く頬回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医療区分3にすべきである	2 1 1 1 6 回答数 1 1 1
13	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計 ・条件・表現が適当でない理由 高齢者の場合、鑑別が困難なので、パーキンソン症候群も含むべき 病態により差が有り 重症(自力で身の回りのことができない)は区分3 表現があいまい。いま一歩クリアでない 進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医療区分3にすべきである なぜⅡ度以上なのか	2 1 1 1 6 回答数 1 1 1 1
13	・項目として適当でない理由 医療区分3にすべき 特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然 神経難病でくくるべき 治療薬が高価なため、現状の点数では無理である 理由記述なし 合計 ・条件・表現が適当でない理由 高齢者の場合、鑑別が困難なので、パーキンソン症候群も含むべき 病態により差が有り 重症(自力で身の回りのことができない)は区分3 表現があいまい。いま一歩クリアでない 進行状態では薬剤調整や手厚く頬回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医療区分3にすべきである	2 1 1 1 6 回答数 1 1 1

	その他神経難病(スモンを除く)	
	・項目として適当でない理由	回答数
	病名より状態増により医療区分を決定すべきである(状態によっては医療区分3)	2
	医療区分3にすべき	2
	特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然	1
	神経難病でくくるべき	1
	理由記述なし	1
	合計	7
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
14	重症(自力で身の回りのことができない)は区分3	1
	何故分けているのか意図不明	1
	スモンも含む	1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医	1
		1
	難病は全て一緒	1
	なぜスモンだけ医療区分3なのか	1
	難病指定外の多くの進行性神経疾患もいれるべき	1
	理由記述なし	1
	合計	8
	神経難病以外の難病	
	・項目として適当でない理由	回答数
	病名より状態増により医療区分を決定すべきである(状態によっては医療区分3)	2
	医療区分3にすべき	2
	特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然	1
	重症度の低い難病もある	1
	理由記述なし	1
	合計	7
15	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	重症(自力で身の回りのことができない)は医療区分3	1
	ラリ ハパインスの2. 英國子明	-
	何故分けているのか意図不明	1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢	
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢 筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医	1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢 筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医 療区分3にすべきである	1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢 筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医 療区分3にすべきである 膠原病等の表現がない	1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢 筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医 療区分3にすべきである 膠原病等の表現がない 病態によると思う	1 1
	進行状態では薬剤調整や手厚く頻回なリハビリテーションが必要になる。また、自律神経や四肢 筋脱力のため早期臥床も強いられ医学的管理も高度になる。スモンのみでなく、これらの難病も医 療区分3にすべきである 膠原病等の表現がない	1

	脊髄損傷(四肢麻痺がみられる状態)	
	・項目として適当でない理由	回答数
	医療区分3にすべき	2
	重症(自力で身の回りのことができない)は医療区分3	1
	特殊疾患療養病棟を有していた医療機関のみ格上げした扱いは不自然	1
	理由記述なし	1
	合計	5
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	対麻痺が見られる状態で良いのでは(対麻痺、四肢麻痺とする)	3
16	脊髄損傷が入り、脳損傷などが入っていないため	1
	頸髄損傷とすべき。不全麻痺も含むと明記すべき	1
	頸髄損傷に限局せず脊損全て含む	1
	頭部外傷、脳幹出血、脳幹梗塞、大脳の両側の脳血管障害により四肢麻痺も含むべき	1
	不全四肢麻痺も含めて下さい	1
	上肢麻痺が不全の場合はどうか	1
	不全麻痺も含まれるのか	1
	条件がきびしすぎる	1
	理由記述なし	1
	合計	12
	肺気腫/慢性閉塞性肺疾患(COPD)(Hugh Jones V 度の状態)	
	・項目として適当でない理由	回答数
	医療区分3にすべき	4
	V 度は医療区分 3、IV 度を医療区分 2	1
	なぜ拘束性疾患が除外されているのか	1
	理由記述なし	2
	合計	8
17	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	HughJonesIVから含めるべき	5
	HughJonesIV度で良い。Vは医療区分3へ	2
	病状程度により異なると思う	1
	体動時は酸素を要する	1
	必然的に酸素が必要か	1
	HJVの場合、通常酸素療法が必要ではないでしょうか	1
	合計	11

	疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍	
	・項目として適当でない理由	回答数
	管理、人手を要するので医療区分3にすべき	3
	麻薬に準ずるものであっても、その量、危険度から適当ではない	1
	麻薬以外でも可能にしてほしい	1
	人件費が高くなるため、不適当	1
	末期の悪性腫瘍の対応で疼痛がなくても、心の支え等でも必要である	1
	麻薬以外にもコントロールはできると思う。Ca の病名があればよいのでは	1
	理由記述なし	4
18	合計	12
10	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	「疼痛コントロール」の条件不要	6
	医療区分3にすべき	2
	麻薬以外も可とする	1
	投薬(抗癌剤)、処置、頻回検査が必要ですし、施設入所は困難	1
	治療が必要な悪性腫瘍に	1
	モルヒネが高いので使用できない	1
	使用薬剤が限定され過ぎている	1
	症状コントロール	1
	合計	14
	肺炎	
	・項目として適当でない理由	回答数
	生命が危険な状態であり、医療区分3が妥当である	2
	抗生剤等を使用するため、特に入院初期の対応が困難。急性期に移行したい状態	1
	高齢者のみならず、一歩間違えば明らかに生命の危険があるもので常なる監視を要す	1
	7日間ではなく、14日間ぐらいが適当	1
	肺炎ではなく呼吸器感染症(気管支炎等も加えること)	1
	24 時間監視を要する状態に組み入れても良いと思う	1
	理由記述なし	3
19	合計	10
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	1週間では治らない人が多い/期間を見直してほしい	3
	肺野に浸潤影を認めない肺炎もある	1
	臨床的に肺炎と診断されればよいのでは	1
	酸素吸入を併用すること多い	1
	慢性期医療では常にこれらのリスクを軽減する取り組みを行っているので治療時のみ評価される	1
	べきでない	_
		1
	医療区分2では低く、医療区分3が妥当と思う	1
		1 1 9

	尿路感染症(「発熱」、「細菌尿」、「白血球尿(>10/HPF)」の全てに該当する場	i合)
	・項目として適当でない理由	回答数
	抗生剤等を使用するため、特に入院初期の対応が困難。急性期に移行したい状態	1
	急状増悪で細かいデータまで必要か	1
	理由記述なし	2
	合計	4
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
20	期間が短い/14 日間限定の妥当性がない	7
	「発熱」の条件不要/臨床所見がしっかりあればよい	5
	全て(の条件)に該当ではなく一つでも該当すればよい	3
	(条件が)細か過ぎる	1
	積極的加療が必要な上に検査も必要	1
	条件が緩すぎないか	1
	理由記述なし	3
	合計	21
	創感染	
	・項目として適当でない理由	回答数
	医療区分2の36から39(創傷処置関連)に含めてよいのでは	1
	38の創傷処置と同項目で良いのでは	1
	理由記述なし	2
	合計	4
21	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	症状等、もう少し具体的条件が必要	2
	1日2回以上の交換しばりをはずす	2
	創の状態、大きさによって上位区分とできる様にする必要がある	1
	処置回数(で条件付けする)	1
	創の程度にもよるが毎日の処置が必要なものであるなら医療区分2は低い	1
	理由記述なし	1
	合計	8

	リハビリテーションが必要な疾患が発症してから 30 日以内	
	・項目として適当でない理由	回答数
	30 日以降もいくつかの条件をつけ改善することができる場合、日数を増やしてほしい	1
	必要性のあるリハに期限をつけるべきではない。必要十分な急性期リハビリは医療区分3とすべき	1
	この時期が予後を考えても大事なのではないか	1
	一般病床で行う必要あり	1
	意味がない	1
	理由記述なし	2
	合計	7
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
22	期間が短すぎる。日数制限の撤廃、もしくは30日以上に	21
	(再掲) 180 日以内にする	(5)
	(再掲) 60 日以内にする	(3)
	(再掲) 90 日以内にする	(2)
	(再掲) 150 日以内にする	(1)
	(再掲) 40 日以内にする	(1)
	疾患やリハビリ必要度を日数に考慮すべき	1
	医療区分3ではないのか	1
	150 日または 180 日にするべき。または術後から何日とするべき。	1
	理由記述なし	3
	合計	27
	脱水(舌の乾燥、皮膚の乾燥の両方ともみられるもの)	
	・項目として適当でない理由	回答数
	持続点滴に含まれるのでは	1
	急状増悪で細かいデータまで必要か	1
	理由記述なし	2
	合計	4
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	期間設定がおかしい・1日毎とすべき・症状が回復するまで	11
23	10 日までに拡げる	1
	BUN/cre 比のチェックをはずす	1
	舌や皮膚の乾燥、検査の異常として下さい	1
	他の項目と比してどの様な症状を示すのか解らない。重症な脱水か否か判断が難しいことが多い	1
	両方ともの表現は不要	1
	条件が幼稚。血管内脱水こそが問題	1
	条件が主観的	1
	理由記述なし	2
	合計	20

	体内出血(持続するもの(例)「黒色便」、「コーヒー残渣様嘔吐」、「喀血」、「痔核を降	余く持続性
	の便潜血陽性」) ・項目として適当でない理由	回答数
	持続するものはモニター、輸血・投薬等が必要であり、医療区分3にすべき	四合致
	検査はもちろんのこと、観察は常。急変することもままある。処置にも手間が必要。薬が高価	1
	一般病床等で行う必要がある	1
	IVH 持続点滴すること多い	1
		1
	慢性疾患ではない	1
	急状増悪で細かいデータまで必要か	1
	理由記述なし	3
24	合計	12
24	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	######################################	
	期間設定がおかしい・1日毎とすべき・治療期間中とすべき	6
	期間設定かおかしい・1日毎とすべき・冶療期間中とすべき 10日までに拡げる	6
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	6 1 1
	10 日までに拡げる	6 1 1 1
	10 日までに拡げる 7 日間をはずす。1 ヶ月とする	6 1 1 1
	10 日までに拡げる 7 日間をはずす。1 ヶ月とする 持続しなくても、1 回でもあれば厳重な医療管理が必要	6 1 1 1 1 1
	10 日までに拡げる 7 日間をはずす。1 ヶ月とする 持続しなくても、1 回でもあれば厳重な医療管理が必要 現状の点数では治療も検査も無理	6 1 1 1 1 1
	10 日までに拡げる 7 日間をはずす。1 ヶ月とする 持続しなくても、1 回でもあれば厳重な医療管理が必要 現状の点数では治療も検査も無理 出血減が明らかな場合、治療までとする。例は胃潰瘍 2、悪性腫瘍治療まで(とまるまで)	6 1 1 1 1 1 1 1
	10 日までに拡げる 7 日間をはずす。1 ヶ月とする 持続しなくても、1 回でもあれば厳重な医療管理が必要 現状の点数では治療も検査も無理 出血減が明らかな場合、治療までとする。例は胃潰瘍 2、悪性腫瘍治療まで(とまるまで) 医療区分 3 ではないのか	6 1 1 1 1 1 1 1 1

	頻回の嘔吐(1日1回以上を7日間のうち3日以上)						
	・項目として適当でない理由						
	急性疾患として、医療区分3とすべき	1					
	高齢であるなら常的な期間もあり、脱水症状、持続的点滴を要する。誤嚥性肺炎も十分考えなくて はならない	1					
	IVH 持続点滴すること多い	1					
	急状増悪で細かいデータまで必要か	1					
	理由記述なし	2					
25	合計	6					
23	・条件・表現が適当でない理由	回答数					
	1日1回以上の嘔吐でよい・1日頻回の嘔吐であれば、持続しなくてよい	8					
	評価期間の制限をなくす・治療期間中へ	3					
	適用期間を5日に拡げる	1					
	適用期間を7日に拡げる	1					
	何故この定義なのかわからない	1					
	たとえば 25 より 19 を合併した場合はコスト、人手もかかり上位に上げるべき	1					
	理由記述なし	1					
	合計	16					
	褥瘡(2度以上又は2箇所以上)						
	・項目として適当でない理由	回答数					
	更に重症化することもあり、薬剤処方が大変である	1					
	理由記述なし	2					
	合計	3					
	・条件・表現が適当でない理由	回答数					
	2 箇所以上の条件は厳しすぎる(1 箇所でも可とする)	2					
	もう少し厳しい条件でも良い	2					
26	1度以上から加療が必要	1					
	2 度以上の根拠が理解出来ない	1					
	褥瘡はあれば管理がほとんど同じではないか	1					
	ステージ、使用材料によって区分を上げる必要がある	1					
	ガーゼ交換が1日1回以上または2、3日に1回程度と言ったところ	1					
	巨大褥瘡をどうするか	1					
	すべての褥瘡を対象に	1					
	理由記述なし	1					
	合計	12					
	うっ血性潰瘍(末梢循環障害による下肢末端の開放創:2度以上)						
	・項目として適当でない理由	回答数					
	更に重症化することもあり、薬剤処方が大変である	1					
	うっ血による潰瘍は臨床ではほとんどみない	1					
	38 と同じでよいのでは	1					
27	理由記述なし	2					
_,	合計	5					
	・条件・表現が適当でない理由	回答数					
	ステージ、使用材料によって区分を上げる必要がある	1					
	1度以上から加療が必要	1					
	処置回数	1					
	合計	3					

	せん妄の兆候						
	・項目として適当でない理由						
	見守り手間が24時間。日の設定しない	1					
	区分2の28から30は医療というよりケアの要素が強い。徘徊を含め認知症状の強い患者に今回の改定前に実施されていた認知症加算(20点)をADL区分1、2の患者に加算する方が、妥当性						
	がある						
	理由記述なし	3					
	合計	5					
	・条件・表現が適当でない理由	回答数					
	7 日間のみの日数制限はなくすべき	5					
28	7 日以上の検証を要し従って少なくとも 14 日	1					
	28 から 30 まで、まとめて精神状態不安定とし、期間を定めない	1					
	認知症と、どの様に区別するのか	1					
	薬剤等でおちついている場合どうなのか	1					
	薬治療をしている場合、通常の状態の評価ができない	1					
	評価項目を簡潔にすべき	1					
	精神神経疾患でもともとせん妄がある患者はとりにくい	1					
	定義があいまい	1					
	精神科以外の病院でどこまで判断できるか	1					
	理由記述なし	2					
	合計	16					
	うつ状態						
	・項目として適当でない理由	回答数					
	見守り手間が24時間。期間の設定しない	1					
	区分2の28から30は医療というよりケアの要素が強い。徘徊を含め認知症状の強い患者に今回の改定前に実施されていた認知症加算(20点)をADL区分1、2の患者に加算する方が妥当性がある						
	理由記述なし	2					
	合計	4					
	・条件・表現が適当でない理由	回答数					
	算定条件が細かすぎる、もっと簡素にすべき	3					
29	(投薬等により)おちついた時はどうするか	2					
	期間限度がおかしい	1					
	28 から 30 まで、まとめて精神状態不安定とし、期間を定めない	1					
	認知症とどの様に区別するのか	1					
	治療中であれば症状強くでも良い	1					
	評価項目を簡潔にすべき	1					
	毎日の評価までは不要	1					
	精神科以外の病院でどこまで判断できるか	1					
	理由記述なし	1					
		_					
	合計	13					

	暴行が毎日みられる状態						
	・項目として適当でない理由						
	(すぐ対処が必要であり)医療区分3にすべきである	2					
	まれな状態。毎日では条件が厳しすぎる	1					
	暴行の要員が明確でない	1					
	このような患者を療養病床でみるのは困難	1					
	精神科へ入院	1					
	区分2の28から30は医療というよりケアの要素が強い。徘徊を含め認知症状の強い患者に今回の改定前に実施されていた認知症加算(20点)をADL区分1、2の患者に加算する方が、妥当性がある	1					
	理由記述なし	2					
	合計	9					
	・条件・表現が適当でない理由	回答数					
30	必ずしも毎日みられなくてもよいのでは	2					
	実際には毎日みられなくても、暴行の可能性が常時ある場合や、高度の暴力も含めるべき	1					
	1日毎でなく、5から7日間位要注意のため5日位のカウント	1					
	週に1回程度の暴行でも退院困難。週1回以上に変更していただきたい	1					
	28 から 30 まで、まとめて精神状態不安定とし、期間を定めない	1					
	毎日より頻回にすべき	1					
	必ずしも医師の記載でなくとも、第三者(看護師等)の記載でも承認すべき	1					
	医師又は看護師2名以上の条件をとる	1					
	おちついた時はどうなるか不明	1					
	条件設定がおかしい	1					
	徘徊のある患者	1					
	精神科以外の病院でどこまで判断できるか	1					
	理由記述なし	4					
	合計	16					

図表 <医療区分2>医療処置の分類項目で、 項目として適当でない理由および条件・表現が適当でない理由(自由回答)

番号	項目 ※各項目の定義は、添付の参考資料を参照のこと	
	透析	
	・項目として適当でない理由	回答数
	療養病床に入院する透析患者は合併症があり、種々の処置、投薬、検査が必要であり、医療区分 3が妥当である	2
	これも医療区分2では入院は困難である。医療区分3でも大変。加点制に	1
31	理由記述なし	3
	合計	6
	・条件・表現が適当でない理由	回答数
	検査、薬剤が多く、合併症の検査もあるため、現状の区分では無理	1
	こんな患者はいない	1
	合計	2

	発熱または嘔吐を伴う場合の経管栄養(経鼻・胃瘻等)					
	・項目として適当でない理由					
	病状が悪化し、管理、人手を要する。発熱を伴う場合は誤嚥に続発する呼吸器感染の状態であり、生命の危険を考慮すると医療区分3が妥当である	2				
	経管栄養といわずそれ以外も	1				
	理由記述なし	2				
	合計	5				
	・条件・表現が適当でない理由	回答数				
	発熱、嘔吐の条件は不要、経管栄養のみで医療区分2とすべき	13				
32	経管栄養だけでコストの評価をして欲しい	3				
	発熱、嘔吐を回避する取り組みも評価すべき	1				
	重症の下痢も含める	1				
	胃瘻は別にすべき	1				
	消化管疾患を合併していることもあり医療区分3とすべき	1				
	32、33、34 は単独でおこることは少なく、合併する事が多いため、2 つ発生している場合は区分を上げる必要がある	1				
	すべての NG、PEG 対象にして欲しい	1				
	理由記述なし	1				
	合計	23				
	喀痰吸引(1日8回以上)					
	・項目として適当でない理由	回答数				
	吸引回数 5 回以上	1				
	医療区分 3 でもよいと思う	1				
	理由記述なし	3				
	合計	5				
	・条件・表現が適当でない理由	回答数				
	8回の根拠が不明、8回未満でも痰吸引は同様ではないか	6				
	1日6回以上程度対象とすべき(4時間に1回)	4				
	回数しばりをはずすべき	4				
	医療区分3としてほしい(でもよいのでは)	2				
33	1日5回以上の吸引	1				
	4から5回以上で算定	1				
	1日3回以上	1				
	病状により吸引回数が異なると思う	1				
	32、33、34 は単独でおこることは少なく、合併する事が多いため、2 つ発生している場合は区分を上げる必要がある	1				
	8 回以上ならこの患者のみが入院しているわけではないため人手がかかり加点が必要。単に吸引をするのみで医療区分 2	1				
	5 から 6 回以上は区分 2、8 から 10 回以上は医療区分3に	1				
	他の病気を併発すること多し	1				
	食事毎に吸引を要する状態でも厳重誤嚥管理が必要	1				
	理由記述なし	2				
	合計	27				

	気管切開・気管内挿管のケア					
	・項目として適当でない理由	回答数				
	医療区分3にすべき	6				
	このケアは直に生命にかかわるもの。区分の枠に入れず、加点制に	1				
	理由記述なし	3				
34	合計	10				
	・条件・表現が適当でない理由	回答数				
	医療区分3にすべき	3				
	32、33、34 は単独でおこることは少なく、合併する事が多いため、2 つ発生している場合は区分を 上げる必要がある	1				
	発熱、喀痰だけで医療区分を見るのは適当でない	1				
	合計	5				
	血糖チェック(1日3回以上の血糖チェックを7日間のうち2日以上実施)					
	・項目として適当でない理由	回答数				
	医療区分3にすべき	1				
	理由記述なし	2				
	合計	3				
	・条件・表現が適当でない理由	回答数				
	1日1回以上のチェックで良い	3				
	インスリン使用の糖尿は医療区分3にすべき	3				
	日数制限をなくすべき	2				
	インシュリン使用者は全て含める	1				
	血糖チェックの頻度ぐらい、現場の裁量でも良いのでは。	1				
35	BSコントロールのみでは良いが、この項目なら加点を要する	1				
	インスリン治療、合併症のある糖尿病は無条件	1				
	1日2回以上でよいのではないか	1				
	1日3回以上が適当でない	1				
	朝夕 2 回の BS チェックも評価すべき	1				
	スライディングスケールと記入した方が良いと思う。 インスリン 3 回投与も十分に手がかかります	1				
	算定条件が細かすぎる	1				
	インスリン注射、血糖降下薬内服者	1				
	インスリン治療、頻回の血糖測定(週3から4回)が必要な状態	1				
	朝、晩チェックが続いている場合でよいのでは(表現がわかりにくい)	1				
	理由記述なし	1				
	合計	21				
	皮膚の潰瘍のケア					
	・項目として適当でない理由	回答数				
36	褥瘡と重複する	1				
	理由記述なし	2				
	合計	3				
	・条件・表現が適当でない理由	回答数				
	程度によるが、重度ならば加点制にするか区分を上げる	1				
	現在の治療法は頻回に交換しないため、その条件をとる	1				
	ガーゼ交換 2 回を 1 回	1				
	36 から 39 まで、まとめて一つで良い	1				
	理由記述なし	4				
	合計	8				

	手術創のケア					
	・項目として適当でない理由					
	理由記述なし	2				
	合計	2				
37	・条件・表現が適当でない理由	回答数				
	項目を細かく分けすぎる。区分2の21および36から39を含めて、「創傷処置が必要な状態」で良	2				
	いと考える。					
	急性期の状態であり1日2回以上の交換のしばりをはずす	1				
	理由記述なし	2				
	合計	5				
	創傷処置					
	・項目として適当でない理由	回答数				
	理由記述なし	2				
	合計	2				
	・条件・表現が適当でない理由	回答数				
38	項目を細かく分けすぎる。区分2の21および36から39を含めて、「創傷処置が必要な状態」で良いと考える。	2				
	* ころんる。 急性期の疾患であり1日2回以上の交換のしばりをはずす	1				
	部位が多い場合、範囲が広い場合も含めるべき。	1				
	汚染されたもの又は挫滅されたものは普通の処置と同じではない	1				
	理由記述なし	3				
	合計	8				
	日日 日日 日日 日日 日日 日日 日日 日					
	・項目として適当でない理由	回答数				
	これは軽くみてはだめ	1				
	足以外の蜂巣炎も含めるべき	1				
	他の項目と重複している	1				
	理由記述なし	2				
39	合計	5				
	・条件・表現が適当でない理由 	回答数				
	足のケアに限定すべきでない	3				
	項目を細かく分けすぎる。区分2の21および36から39を含めて、「創傷処置が必要な状態」で良いと考える	2				
	1日2回以上という点で、現在閉鎖治療法及び被覆剤が発達しており現実的でない	1				
	急性期の疾患であり1日2回以上の交換のしばりをはずす	1				
	理由記述なし	1				
	合計	8				

2. 医療区分に追加すべき項目

図表 医療区分3に追加すべき項目(全自由回答、調査項目順)

設問番号	内容	集計	コメント等
Ι	基本情報「調査病棟に入院する前の 状況」	1	自宅または老健から症状が悪化して入院した患者(一般病院と近い役割を果たした場合)
П 1.1	意識障害者である(JCS II -3 又は GCS8 点以下)	2	①意識障害者基準はそのまま。 ②JCS100 から 300
П 4	せん妄の兆候・混乱した思考・意識	3	①せん妄の基準はそのまま。7日間の限定を外し常時区分3。 ② 「d.落ち着きがない」単独。
IV1	うつ状態、不安、悲しみの気分の兆候	1	
IV2	問題行動	1	2項目以上該当の場合。
VI1.a	糖尿病	3	①糖尿病はインスリン使用、透析などを必要としている患者も多く、透析は区分2であるが3以上が必要。インスリン使用もやはり3以上が必要。②インスリン注射施行かコントロール困難。③重度の糖尿病性壊疽。
VI1.b	不整脈	1	常時注意を要し、浮腫等を認め加療を要する。又は時々発作を生じる。
VI1.c	うっ血性心不全	2	①注意を要し、浮腫等を認め加療を要する。又は時々発作を生じる。②重度の心不全。
VI1.d	急性心不全	4	生しる。②心不全急性増悪。③重度の心不全。
VI1.e	慢性心不全	2	①治療により、脱水と著明な浮腫(肺うっ血)を繰り返す心不全の 状態。②重度の心不全。
VI1.g	虚血性心疾患	1	常時注意を要し、浮腫等を認め加療を要する。又は時々発作を生じる。
VI1.h	大腿骨頚部骨折	1	骨が接合するまで。
VI1.i	脊椎圧迫骨折	1	骨が接合するまで。
VI1.j	その他の骨折	1	骨が接合するまで。
VI1.l	アルツハイマー病	1	急性期、リハビリ期、又は認知症進行時、徘徊。
VI1.m	失語症	1	急性期、リハビリ期、又は認知症進行時、徘徊。
VI1.n	脳性麻痺	2	急性期、リハビリ期、又は認知症進行時、徘徊。
VI1.0	脳梗塞	2	①急性期、リハビリ期、又は認知症進行時、徘徊。②脳卒中急性期。
VI1.p	脳出血	2	①急性期、リハビリ期、又は認知症進行時、徘徊。②脳卒中急性期。
VI1.q	アルツハイマー症以外の認知症	1	急性期、リハビリ期、又は認知症進行時、徘徊。
VI1.r	片側不全麻痺・片麻痺	1	急性期、リハビリ期、又は認知症進行時、徘徊。
VI1.s	多発性硬化症	2	①難病の重度障害者、難病の急性増悪時。②これらは理由という より当然である。
VI1.t	パーキンソン病関連疾患	3	より当然である。
VI1.u	四肢麻痺	4	①重度四肢麻痺の脊椎損傷。②四肢の完全麻痺。③頻回の喀痰吸引を要する四肢麻痺(脊髄)。④これらは理由というより当然である。
VI1.v	仮性球麻痺(嚥下障害を伴うのもの に限る)	1	これらは理由というより当然である。
VI1.x	その他の神経難病	4	①神経難病は疾患名より状態像にて医療区分を決めるべきである。②難病の重度障害者、難病の急性増悪時。③これらは理由というより当然である。
VI1.y	神経難病以外の難病	2	①難病の重度障害者、難病の急性増悪時。②これらは理由という より当然である。
VI1.z	脊髄損傷	2	①頻回の喀痰吸引を要する四肢麻痺(脊髄)。②これらは理由というより当然である。

VI1.aa	喘息	2	①発作時、体動時の酸素使用者、状態の変化がしばしばある。② 気管支喘息発作(重症)。
VI1.ab	肺気腫・慢性閉塞性肺疾患(COPD)	5	①HughJones V 度の状態は、通常動脈血酸素飽和度低下を伴うので。②発作時、体動時の酸素使用者、状態の変化がしばしばあ
VI1.ac	がん(悪性腫瘍)	4	る。③ ①疼痛コントロールを行うには、管理に伴い、人手を要する。②疼痛コントロールは麻薬か準麻薬使用。③疼痛高度の悪性腫瘍。
VI1.af	 肝不全	9	胸腹水、脳症、低アルブミン、浮腫。
	肝硬変(ChildC)	1	INDIGAN, MALLEN PARTY OF A VITALEO
	肝性脳症	1	
	難病全で	1	
	抗生物質耐性菌感染	-	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.b	後天性免疫不全症候群		検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
	肺炎	6	①検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。②肺炎 (重症)は区分3とすべし。③常に見守りと治療が必要となる。④肺野に浸潤影を認める肺炎(生命の危険が大きい)。医療区分2の19を改変する。
VI2.d	上気道感染	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.e	敗血症	3	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.f	多剤耐性結核	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.g	上記以外の結核	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.h	尿路感染症(過去30日間)	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.i	ウィルス性肝炎	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.j	急性胆嚢炎	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.k	急性腹膜炎	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.1	急性膵炎	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.m	創感染	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI2.n	皮膚の疾患ー感染症	1	検査を要する、加療を要する(急性期のみではない)。
VI 2. 新 規	重症疾患-感染症	2	重篤な感染症。
VII1.a	脱水	2	
VII1.c	発熱	1	不明熱(38.0 度以上)
VII1.e	体内出血	2	ケアキュア密度高いため。
VII1.f	嘔吐	3	①常時見守り必要の為。②嘔吐に加え、発熱を伴う経管栄養(誤 嚥があり、発熱の合併は呼吸器感染が生じていると考えられる)医療区分2の32を改変する。
V II3.a	個室における管理が必要	2	終末期または急変による(一般病床における重症者等療養特別加算に準ずる状態)。医療区分3の9を改変する。
Ⅷ 3.b	急性症状が発生したり再発性や慢性 の問題が再燃した	1	終末期または急変により個室管理が必要な状態(一般病床における重症者等療養特別加算に準ずる状態)。医療区分3の9を改変する。
VI I3.c	末期の疾患であり、余命が 6 ヶ月以 下である	7	①療養病床におけるエンドステージの管理。②終末期ケア。③悪性腫瘍などによる終末期ケア。④悪性腫瘍の終末期(緩和ケア病棟への入院を要する程度)。⑤神経疾患、認知症の終末期(緩和ケアを行っている場合)。⑥終末期または急変により個室管理が必要な状態(一般病床における重症者等療養特別加算に準ずる状態)。医療区分3の9を改変する。
VI I2.a	中心静脈栄養	2	①もちろんのこと区分 3 にかかる材料。手間は包括だけではなく、 加点制にすべき。②中心静脈カテーテル挿入を行った日。
Ⅷ 2.b	末梢静脈栄養	1	終末期での対応はこれが一番普通である。
VII 2.c	経管栄養	5	①病状が悪化し、管理に伴い人手を要する。②胃瘻造設直後にチューブを抜かれると大変危険である。胃瘻造設 7 日間は医療区分3にすべき。③胃瘻交換後10日間(キズの確認)。④胃瘻造設等手技を行った日。⑤嘔吐に加え、発熱を伴う経管栄養(誤嚥があり、発熱の合併は呼吸器感染が生じていると考えられる)医療区分2の32を改変する。

IX2.a	褥瘡	1	難治性の褥瘡(3度以上)の場合、医療区分3へ。
IX3	皮膚のその他の問題	1	天疱創で範囲の広い物。
X2.c	強心剤注射	1	
X2.d	昇圧剤、降圧剤の持続点滴	1	
X I 2.2	リハビリテーションが必要な疾患が発 祥してからの日数が 15 日から 30 日 以下	1	急性期リハビリテーションを行っている状態。
X II 1.a	抗がん剤療法	1	モルヒネ、抗癌剤の投与を行っている末期癌。
X II 1.b	透析	5	①透析は区分2であるが3以上が必要。②透析患者が肺炎等重症感染に陥った及び脳梗塞等を併発した場合に、24時間監視する程ではないが、診断が出来ない様な場合。③透析の必要な患者はコスト的に区分3へ。④透析(重症)は区分3とすべし。⑤ADL区分2、3で通院困難である透析患者(合併症があり、種々の処置、投薬、検査のコストが大きい)。医療区分2の31を改変する。
X II 1.g	吸引	4	め。④頻回の咯燚吸引を要する四肢麻痺(脊髄)。
X II 1.h	気管切開口・気管内挿管のケア	3	①頻回の観察および処置を要する。②気管切開を行った日。③気管切開(発熱が無くても)。
X II 1.i	輸血	4	輸血を実施する状態。
X II 1.j	レスピレーター	1	もちろんのこと区分 3 にかかる材料。手間は包括だけではなく、加 点制にすべき。
X II 1.k	緩和ケア	4	①悪性腫瘍の終末期(緩和ケア病棟への入院を要する程度)。②神経疾患、認知症の終末期(緩和ケアを行っている場合)。③モルヒネ、抗癌剤の投与を行っている末期癌。
X II 1.1	疼痛コントロール	1	
X II 1.0	血糖チェック	2	ケアキュア密度高いため。
X II 1.p	インスリン皮下注射	2	①インスリン療法で毎日スライディングスケールを実施している場合。②インシュリン強化療法。
$X \coprod$	新規:急変等死亡日	1	
ХШ	新規: 入院日及び急性期病院への 転院日	1	
その他	医療区分2の項目が重複した場合	3	①3 つ以上重複した場合は医療区分3とすべき。②医療区分2該当が3から5個以上。③医療区分2を複数持っている人(経管と肺炎)
その他	急性増悪した場合あるいは亜急性期で医療の必要なものは医療区分3に 追加すべき。	1	
その他	急性疾患で治療を行っている状態 (発症から14日以内)	1	
その他	現在経過措置で医療区分3となっている「別表12」に掲げられている疾患や病態は措置終了後も医療区分3とするべき。	1	

図表 医療区分2に追加すべき項目(全自由回答、調査項目順)

設問番号	内容	集計	コメント等
I	基本情報「調査病棟に入院する前の 状況」		一般病院からの転院の際は状態不安定であることが多く、入 院時の検査も行うため、それに対する評価。
Ⅱ 1.1	意識障害者である	7	意識障害があり経管栄養の状態。
П 3	日常の意思決定を行うための認知能 力	1	認知症
Ⅱ 3.1	日常の意思決定を行うための認知能	1	自立でない以外は区分2以上、特に問題行動。

	力:限定的な自立		
П 3.2	日常の意思決定を行うための認知能 力:軽度の障害	1	自立でない以外は区分2以上、特に問題行動。
П 3.3	日常の意思決定を行うための認知能力:中程度の障害	2	①。認知症で投薬を受けている状態、または高度の認知症 (認知症老人の日常生活自立度Ⅲ以上)。②自立でない以 外は区分2以上、特に問題行動。
П 3.4	日常の意思決定を行うための認知能力:重度の障害	Ü	①認知症で投薬を受けている状態、または高度の認知症 (認知症老人の日常生活自立度Ⅲ以上)。②自立でない以 外は区分 2 以上、特に問題行動。③認知症状が強い寝たき りの患者。
$\Pi 4$	せん妄の兆候・混乱した思考・意識	2	①せん妄(意識障害)の症型は区分 2 とすべし(軽、中症)。 ②せん妄の診断を確定したもので30 日以内。
Ш1.4	コミュニケーション:(自分を)ほとんど またはまったく理解させることができ ない	1	重度のコミュニケーション障害。
IV2	問題行動	1	徘徊など問題行動がはげしい状態。
IV2.a	徘徊	3	①徘徊行動が著しい場合は 24 時間の監視必要。②問題行動、徘徊者、ナースコール頻回。
IV 2.b	暴言	1	
IV2.c	暴力	1	
IV 2.d	社会的に不適当な行為。騒々しい、叫ぶ、自傷行為、性的行動がある	1	
IV2.e	ケアに対する抵抗。服薬、食事の拒否	1	
V1	ADL 自立度	2	①寝たきりで感染症をくり返すもの。②自立でない以外は区分2以上、特に問題行動。
VI1.a	糖尿病	2	慢性内分泌疾患にて治療を行っている状態。
VI1.b	不整脈	2	慢性心疾患にて治療を行っている状態。
VI1.c	うっ血性心不全	4	①慢性心疾患にて治療を行っている状態。②心不全の治療の評価を行ってほしい。
VI1.d	急性心不全	3	心不全の治療の評価を行ってほしい。
VI1.e	慢性心不全	8	心不全(NYHAIII度以上)。
VI1.f	高血圧症	4	①高(低)血圧症にて治療を行っている状態。②高血症、高脂血症等で内服薬を調節している患者に対する評価(長期に同じ薬を飲んでいる人の差別化)。
VI1.g	虚血性心疾患	3	①心筋梗塞発症 3ヶ月以内。②頻繁に医療対応が必要なもの。
VI1.h	大腿骨頚部骨折	1	
VI1.i	脊椎圧迫骨折	2	
VI1.j	その他の骨折	1	
VI1.k	関節リウマチ	1	
VI1.l	アルツハイマー病	2	嚥下障害、歩行障害をともなうアルツハイマー型認知症。
VI1.m	失語症	2	全失語症
VI1.0	脳梗塞	2	①脳梗塞については発症後 150 日から 180 日以内とする。 脳梗塞(重度)は区分2へ。②脳血管障害で難病に準ずる症 状を呈する患者。
VI1.p	脳出血	1	脳血管障害で難病に準ずる症状を呈する患者。
VI1.q	アルツハイマー病以外の認知症	1	嚥下障害、歩行障害をともなうひまん性レビー少体病。
VI1.r	片側不全麻痺•片麻痺	2	
VI1.t	パーキンソン病関連疾患	1	
VI1.u	四肢麻痺	1	頚椎損傷以外の四肢麻痺
VI1.v	仮性球麻痺	8	①仮性球麻痺を呈する病態。②複合疾患を有する仮性球麻痺。③嚥下障害があり、観察、訓練の必要なもの。食事介助が必要なもの。
VI1.aa	喘息	3	①気管支喘息発作(軽症)。酸素吸入を必要としない気管支喘息の発作。②入院治療を要するもの。③COPD だけでなく拘束性呼吸不全にも配慮する必要がある。医療区分2の17

			に追加する。
VI1.ab	肺気腫•慢性閉塞性肺疾患	4	①HughJones IV。②拘束性肺疾患で動脈血酸素飽和度が90パーセント以下。③慢性呼吸不全(HughJones 分類 IV、V)の状態。COPD だけでなく拘束性呼吸不全にも配慮する必要がある。医療区分2の17に追加する。
VI1.ac	がん(悪性腫瘍)	6	①進行癌は、すべて医療区分 2 にすべき。②疼痛コントロールを行わない場合。③投薬処置を行っているもの。④疼痛以外のケア。⑤他臓器転移を伴った終末期(余命 6 ヶ月以内)。医療区分 2 の 20 に追加。
VI1.ad	腸閉塞	2	推定 Ccr が 20ml/min 以下で薬剤処方の制限、頻回な調節 (単純クレアチニン値は高齢者では無意味である)。
VI1.ae	腎不全	6	①慢性腎疾患にて治療を行っている状態。②腎性貧血を伴う腎不全患者(透析一歩手前)。③クレアチニン 2.0mg/dl 以上。④慢性腎不全(クレアチニン5ミリグラム以上)の状態。
VI1.af	肝不全	6	①慢性肝疾患にて治療を行っている状態。②肝性脳症また は腹水を伴うもの。③腹水、脳症を伴う非代償性肝硬変症。
VI1 新規	高アンモニア血症、肝性脳症を伴う 肝硬変患者	1	
VI1 新規	輸血が必要な重症貧血患者	1	
VI1 新規	他科受診が必要となる病態	1	
VI1 新規	対麻痺	1	
VI1 新規	止血機能低下を伴う肝機能障害	1	
VI1 新規	ミトコンドリア筋脳症など進行性神経疾患(難病指定以外のもの)	1	
VI1 新規	てんかん発作急性期患者(区分3に 入らぬ症例)	1	
VI2	感染症	8	①寝たきりで感染症をくり返すもの。②肺炎(画像診断による)以外の感染症、急性気管支炎、胆のう炎等では、抗生剤投与や輸液の必要があるが現在の区分にはあてはまらない。③肺炎、尿路感染症以外の感染症の項目がない(胆のう炎、髄膜炎等)。④肺炎、尿路感染症以外の感染症⑤発熱を伴う種々の感染症(38 度以上)。⑥感染症(耳下腺炎膿瘍などによる)に関しての評価がほしい。⑦肝炎、腎炎等を治療中
VI2.a	抗生物質耐性菌感染	1	MRSA 感染のため隔離室で管理している患者。
VI2.c	肺炎	1	肺炎(軽、中症)は区分2とすべし。
VI2.d	上気道感染	2	①咽頭炎、気管支炎(重症)。肺炎には至らないが高熱を伴い、治療が必要な場合。②高齢者では肺炎以外でも CRP 高値で要治療の患者が多い(気管支炎や偽痛風、リウマチ性多発筋痛症など)。例えば CRP10mg/dl 以上の状態とするなど。
VI2.j	急性胆嚢炎	1	急性、慢性胆嚢炎。絶食にしない場合。
VII1.c	発熱	2	①全般に渡り、発熱症状あり、治療の必要な患者。(胃瘻、全 失語症、低栄養、重度片麻痺)。②その治療中。
VII1.d	幻覚	1	
VII1.g	胸水	1	
VII1.h	腹水	2	
Ⅷ1.新規	けいれん発作、一過性意識障害	1	
Ⅷ1.新規	偽痛風、リウマチ性多発筋痛症など	1	高齢者では肺炎以外でも CRP 高値で要治療の患者が多い。例えば CRP10mg/dl 以上の状態とするなど。
Ⅷ1.新規	ヘモグロビン 8g/dl 未満の貧血	1	
VIII 1.0	過去30日間に5%以上の体重減少、 または過去180日間で10%以上の体 重減少があった	3	①低栄養。②栄養状態で高度の栄養障害を伴うもの。栄養評価の方法が不適切。③栄養ケアを要する病態。
Ⅷ 2.a	中心静脈栄養	1	
Ⅷ 2.b	末梢静脈栄養	2	終末期以外の一瞬的なもの。

VⅢ 2.c	経管栄養		①意識障害があり経管栄養の状態。②(経鼻、胃瘻など) ADL23 点以上の胃瘻造設者については、発熱がなくとも常に医療を必要とする状態と考えられ、医療区分2に追加すべき。③発熱がなくても、経管栄養の場合は観察、処置に伴い人手を要する。④胃瘻カテーテル等患者が抜去して、容易に再挿入出来なかった様なケース。⑤胃瘻。⑥寝たきり状態の患者で、経管または胃瘻栄養を行っている患者。⑦経管、胃瘻チューブ等交換を行った日。⑧発熱、嘔吐がなくても。。⑨経管栄養をしていて吸痰処置を必要とする場合。⑩経管栄養、胃瘻で下痢に対しての治療。⑪経管栄養、輸液ルート、バルーン処置等再三自ら抜去。⑫経鼻経管、胃瘻、腸ろうからの栄養摂取(医学的管理が必要)。医療区分2の32を改変する。
IX3.d	発疹	2	①発疹のある疾患。 ②カイセン症。
IX	皮膚の状態	1	足以外の蜂巣炎
X	注射·点滴	1	24 時間持続ではないが、1 日 2 回点滴を必要とされた場合 (抗生剤使用、朝、夕等)
X I 1.1	維持的リハビリテーションが必要な状態	6	①維持期リハビリテーションを行っている状態。②91 日から 180 日以下。③機能維持のためのリハビリが必要な患者。③ 90 日以下のリハビリテーション。④180 日以下。30 日では困難。回復期リハなみに 90 から 180 日にしてほしい。(回復期をとらない病院もあります)
X I 1.2	積極的リハビリテーションが必要な状態	3	①医療区分2の22を改変する。②91日から180日以下。③ 90日以下のリハビリテーション。
X I 2	運動器リハビリテーションが必要な状態	1	骨折等のリハビリ期間(最長 150 日)
X I 3.a	関節可動域訓練	1	
X I 3.b	摂食、嚥下訓練	3	嚥下状態の悪い患者への経口摂取(吸引しながら行う)への 評価。
X I 3.c	定時排泄誘導、膀胱訓練	1	
X2.b	抗生物質注射	3	①肺炎、尿路感染症ばかりでなく、敗血症、胆嚢炎等感染症にて抗生剤投与を行った場合。②抗生剤使用。
X II 1.a	抗がん剤療法	2	
Х II 1.с	胃瘻、腎瘻、人工肛門など瘻の処置	12	①発熱に関係なく、施行されている患者。②胃瘻、腸瘻の管理を行っているもの。③人工肛門に皮膚処置を伴う場合。④人工肛門のケア。⑤瘻に対する処置を行っている場合。⑥胃瘻孔、腎瘻孔の処置。⑦人工肛門の処置。⑧胃瘻(造設90日以内だけでも認めてほしい)。⑨ストーマの管理。
X II 1.g	吸引	3	喀痰吸引1日3回以上。
X II 1.h	気管切開口・気管内挿管のケア	1	気管切開、気管内挿管状態。
X II 1.i	輸血	2	輸血の施行日から7日間位は医療区分2にすべき。
X II 1.m	膀胱留置カテーテル	2	原質的に膀胱カテーテルの留置が必要になる時々あります (2週間までとして)。
X II 1.p	インスリン皮下注射	3	①インスリン注射を必要とする。②インスリン投与が必要な糖尿病患者で合併症により自己注射が不可能な患者。医療区分2の35を改変する。
X II 1 新 規	水坦刀アーアル	2	尿道カテーテル挿入を行った日
X II 1 新 規	膀胱バルーンにて、膀洗、持続膀洗 を必要とする場合	1	
X II 1 新 規	排尿困難にて、頻回な導尿を要する 場合	1	
X II 1 新 規	間歇導尿	1	
X II 2.b	(向精神薬の使用)抗不安薬	2	吐気止め。
X II 2.d	催眠薬	1	
その他	同一疾患で入退院をくり返すもの	1	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	W 1 (連定のトマ) W 1 (工作社の		
その他	IX4.d(潰瘍のケア)、IX4.e(手術創のケア)、IX4.f(足以外の創傷処置)、IX5.c(開放創)のいずれかに該当	1	創傷処置として一項目にできるのではないか。
その他	入院リハの必要な全ての症例	1	
その他	RA における発熱、多発性関節痛増強について追加が必要。	1	
その他	急性疾患の回復期で治療を継続して いる状態。	1	
その他	テレビモニター監視下であったり、深 夜当直医が慣れていなくて主治医が 呼び出された様な場合。	1	
その他	全て病態により医療区分3~	1	
その他	パーキンソン等、服薬の回数が 5 回以上の例、分類にかかわらず認知症の加算について評価してほしい。50点(但し、心理テストを詳しくチェックする)	1	
その他	高価薬剤についての評価、一般病院で 使用されているため、薬だけでも出来高 払い	1	
その他	御家族への病状説明日(30分以上)	1	
その他	半固形化の経管栄養で頻回に誤嚥を繰り返す場合	1	
その他	M-tub 挿入を行った場合	1	
その他	ASO による末梢の循環障害があり、治療が必要な状態	1	
その他	重度の脳血管障害後遺症	1	
その他	救急入院後 30 日間	1	
その他	入院治療を要する胃潰瘍、十二指腸潰瘍	1	
その他	全症別、入院後3ヶ月間	1	
その他	センサーを必要とする認知リハビリ症例	1	
	口腔ケア	1	
その他	看護度が高い人(基準は未定)	1	
その他	精神疾患、活動期の場合(統合失調症 等)	1	
その他	アルコール中毒	1	

3. 患者分類(11分類)に対する評価について

図表 患者分類(11分類)に対する評価が不適当な理由(自由回答、順不同)

番号	記述			
1	・体内出血・消化管出血は慢性期ではなく早急に急性期病院へ移すべきと考える ・医療を必要とする慢性疾患が対象と思われるが、評価区分は慢性疾患、急性増悪を対象にしているように思われる。本件は慢性疾患を医療区分し急性増悪して必要な処置をした場合、医療区分で上げることができるとしたほうがよいのでは。 ・但し1~2週間の限度でそれ以上悪化したり、長期化した場合は一般病院に転院を検討すべきではないか。			
2	 ・施設でもみられないような患者も医療区分1になってしまう。 ・胃瘻のはいっている患者が医療区分1ではおかしい。 ・状態が改善すれば点数が下がってしまうので、入院患者をよくしてあげようとする意欲が低下するのではないか。かえって点滴や酸素吸入したままでねかせきりの人が増えるのではないか。 ・医療区分3で重症の人は人員配置上(特に夜間)、当該病棟での対応は困難である。 			
3	・悪性腫瘍患者に使用する薬剤投与による疼痛コントロールについて、薬剤が第 2 段階以上のものとの限定がある事が、不適当と思われる。 ・疼痛の緩和目的には、使用する患者の状態によって医師の判断の下投与されることであり、薬剤のみで疼痛が緩和されるものではないと考え、薬剤の限定については排除する必要がある。 ・ADL 区分が 11 点前後であっても、重度の認知症状により徘徊による転倒の危険、ベッド、車イスからの転落の危険等から 24 時間の管理を行っている場合の評価については、ADL 区分 up に反映されていない。			
4	・医療区分 1 は、施設で管理可能な病状と理解されるが、意識障害、経管栄養、喀痰吸引 (7 回/日以下)の病状の患者は、老人保健施設での管理では、肺炎発症のリスクが高くなる。医療区分 1 の再検討が必要であると考えます。具体的には、上記の 3 つの症状は区分 2 と判断すべきと考えます。			
5	日々評価が変わるのは手間がかかり、面倒である。少なくとも1ヶ月単位の評価であるべきと考える。			
6	・医療度の多寡は疾患と1対1対応するとは限らないため、疾患とその状態像をポイント化し、その合計ポイントにて 医療区分を決定する制度としてはどうか。高齢者の場合、合併症が多く、複数の疾患をもっているために総合的に は医療度が高くなっている。 ・歯科衛生士による口腔ケアは点数がカットされているが、肺炎予防は有効であり、点数を認めるべきである。長期 入院、入所こそ口腔ケアが必要である。 ・リハビリテーションの日数制限に関しては全廃すべきである。			
7	・疾患名と状態像が混在しているが、区分は状態像と医療処置に基づいて行うべきである。			
8	・もう少し簡単な方が良い。例えば2から3分類くらい少ない方が良い。			
9	・煩雑な事務処理的な業務が増え、本来の診療やケアに支障がでている。制度について職員に説明すると、手間がかかっているのに評価点数が低い、点数と手間が一致していない、などの意見が噴出し、職員のケアにかかわる士気の低下が感じられる。管理者としても、業務は増えるのに、給付点数は減少する現実は容認できるものではない。 ・出来高から包括へ移行する流れはやむなく受け入れるとしても、診療業務に見合った評価は絶対に必要である。・医療必要度に応じて点数を配分するという考え方自体は現場でも納得できる。しかしながら、どのような疾患や病態に手厚い給付を行うかについてはもっと議論があってしかるべきである。医療=投薬、注射、処置では決してないが、反面、高血圧、心不全、内分泌また慢性消火器、肝疾患等で投薬や注射、処置が長期にわたって必要な疾患、病態も多々ある。このような患者さんが、ADL が良いからといって包括点数が低く評価されることには耐えられない。 ・今回の ADL 区分は非常に煩雑な評価法となっており、またその他にも BarthelIndex や FIM 記載が求められるなど、過大に複雑かつ手間をとらせる手法である。従来 ADL の指標としては障害者人の生活自立度判定基準が使用されており主治医意見書等公的にも利用されるなど一般にも浸透している。また BI も FIM もリハビリ評価法として定着しつつあると思われることから、ADL 点数にかえて、障害者人の生活自立度判定基準または BI/FIM を用いてはいかがか。また、特に療養病床においては ADL の変化はそう毎日起こるものではないことから、評価記載も変化が			
10	あった時で十分と思われる。 ・内科的疾患(肝硬変、胆癌、心不全等)の終末期ケアの具体性が乏しく、あてはまる項目がほとんどない。 ・中等度の認知症が認められる場合は、管理、人手を要するため、すべての分類において評価すべき。			
11	・癌以外の内科疾患のあてはまる項目がなく、例えば、心不全、肝硬変末期等の内科的疾患の終末期に対するケアが含まれておらず、分類が乏しい。			